

事務連絡
令和元年6月3日

各都道府県私立学校主管部課
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた 御中
各地方公共団体の学校設置会社担当部課

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
文部科学省高等教育局私学部私学助成課

登下校時における児童生徒等の安全確保について（事務連絡）

登下校中における児童生徒等の安全確保についてはこれまでも格段の御尽力をいただいているところですが、川崎市において、令和元年5月28日に登校中の児童等が殺傷されるという痛ましい事件が発生しました。

今般の事件を受け、5月29日に開催された登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議において、内閣総理大臣より以下のとおり指示が出されています。

- 第1は、徹底した捜査による全容解明と関係省庁との情報の共有です。今回の子供の被害状況を始め、関連情報を関係省庁で共有し、安全確保策にいかすようお願いします。
- 第2は、通学路の安全確保の徹底です。登下校時に子供が集まる箇所等について再度点検を行い、警察官による重点的な警戒・パトロールを行うとともに、地域住民の方々による見守り活動等との連携を密にしてください。
- 第3は、不審者情報の共有と迅速な対応の徹底です。警察や学校が把握した不審者情報を共有する仕組みを強化し、全ての子供たちの安全確保に活用できるよう、対策の徹底をお願いします。

つきましては、登下校時における児童生徒等の安全確保について、下記の点に御留意いただきますよう、お願いいたします。

都道府県私立学校主管部課及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当部課におかれては、所轄の私立学校に対し、本件について御周知くださるようお願いいたします。

記

○学校安全計画の策定・実施及び危機管理マニュアルの作成

学校安全計画、学校保健安全法第27条により、全ての学校で策定・実施が義務付けられているものであります。文部科学省としては、「学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」（平成31年3月改訂2版）を作成、配布しているところであり、その中で、児童生徒等の通学時の安全を確保するため、(1)通学路の設定と安全確保、(2)安全な通学方法の策定・実施、(3)地域全体で見守る体制の整備等の重要性・必要性を示しているところです。（第3章第2節3(1)～(3)通学の安全管理）。

また、学校保健安全法第 29 条により、学校は「危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）」の作成が義務付けられておりますが、文部科学省では、登下校時の緊急事態への対応に関し「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成 30 年 2 月）において「登下校時の緊急事態（不審者事案）への対応」を示しているところです（第 3 章 3 - 4 登下校時の緊急事態への対応）。

各学校においては、上記資料を参考にいただきながら、各学校で策定・作成した「学校安全計画」「危機管理マニュアル」を基に、児童生徒等の命を脅かす事件・事故の発生防止に努めるとともに、教職員に対し事件・事故発生時における対応の周知徹底等を行い、引き続き学校の安全確保に万全を期すようお願いいたします。また、「学校安全計画」「危機管理マニュアル」については、適宜見直し、必要に応じて改定していただくようお願いいたします。

○私立高等学校等経常費助成費補助金の活用

学校法人が設置する私立高等学校等におけるスクールカウンセラーの活用（「教育相談体制の整備」）や通学路における交通安全指導員の配置等の学校安全の推進（「健康・安全・食に関する教育の推進」）の取組については、私立高等学校等経常費助成費補助金（教育改革推進特別経費）「教育の質の向上を図る学校支援経費」（別添 1）による補助を文部科学省から都道府県へ行っております。

上記のような取組について貴都道府県において補助される際には、本補助金の活用も検討ください。

【参考資料】

1 「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（主な記載箇所：第 3 章第 2 節 3）

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/04/03/1289314_02.pdf

2 学校の危機管理マニュアル作成の手引（主な記載箇所：第 3 章 3 - 4）

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/_icsFiles/afieldfile/2019/05/07/1401870_01.pdf

【本件連絡先】

（登下校時の安全確保について）

総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 交通安全・防犯教育係
鈴木

03-5253-4111（内線：2695）

（私立高等学校等経常費助成費補助金について）

高等教育局私学部私学助成課 助成第四係
澤田，田中

03-5253-4111（内線：2547）

(参考) 学校安全計画・危機管理マニュアルの策定・作成状況 (平成 27 年度)

	学校安全計画を 策定している学校の割合	危機管理マニュアルを 作成している学校の割合
公立学校	99.9%	99.9%
私立学校	83.8%	87.0%
国立学校	98.5%	100%
国公私合計	96.5%	97.2%

※学校には小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・幼稚園・幼保連携型認定こども園が含まれる。

(出所) 学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査 (平成 27 年度実績)

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/report-gakkouanzen/index.html>

事業内容

都道府県が、次世代を担う人材育成などの教育の質の向上に取り組む学校に助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。①から⑦毎に都道府県補助金の対象となった学校数に、単価を乗じた額を補助。ただし、都道府県補助額の1/2を上限とする。

<特色ある取組み>

※ 1校当たり単価：①⑦最大45万円、③最大30万円、②⑥最大28万円、④⑤最大15万円

※ 下線：2019年度予算で単価増を図っているもの

① 次世代を担う人材育成の促進

グローバル人材育成のための英語教育の強化、国際交流の推進
ICT専門員の配置などICTを活用した教育の推進 等

② 次期学習指導要領に向けた取組の促進

アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善のための教員の資質・能力向上のための教員研修
学校におけるカリキュラム・マネジメントの促進、新たな教科に対応した教育方法の開発等の取組 等

③ 教育相談体制の整備

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用、不登校の生徒等の教育機会についての支援 等

④ 職業・ボランティア・文化等の体験活動の推進

職業体験、ボランティア活動、伝統・文化体験、自然体験、地域社会や産業界等と連携・協同した取組 等

⑤ 健康・安全・食に関する教育の推進

災害・防災に関する学習、災害発生時に命を守るための学習、学校安全の推進、食育に関する取組 等

⑥ 特別支援教育に係る活動の充実

教員の専門性向上のための研修や講師派遣
個別の支援計画の策定等を進める児童・生徒の学習・生活・進学・就職等をサポートする支援体制の構築
(支援員やコーディネーターの配置など) 等

⑦ 外部人材活用等の推進（①～⑥の取組に係るものは対象外）

教員の負担軽減を図るための多様な専門スタッフや外部人材等の活用 等